

連携支援計画の認定申請の手引き

（食料システム法計画認定制度）

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年10月
新事業・食品産業部



概要

はじめに	p.2
1. 食料システム法の概要	p.3
2. 食料システム法の連携支援計画の対象となる事業活動について	p.4
3. 連携支援計画の認定を受けた場合の支援・特例措置（概要）	p.5

申請手続き

4. 連携支援計画の認定の申請手続きのフロー	p.6
5. 相談・申請窓口	p.7
6. 連携支援計画の申請書類	p.8
7-1. 計画書の記載例とポイント① 別記様式第16号	p.9
7-2. 計画書の記載例とポイント② 別記様式第17号	
7-3. 計画書の記載例とポイント③ 別記様式第17号	
7-4. 計画書の記載例とポイント④ 別記様式第17号	

特例措置

8-1. 特例措置の概要（食品等持続的供給推進機構による債務保証）	p.13
8-2. 食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例を希望する場合の申請書（記載例とポイント①）	
8-3. 食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例を希望する場合の申請書（記載例とポイント②）	
8-4. 食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例を希望する場合の申請書（記載例とポイント③）	
9-1. 特例措置の概要（財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例）	p.17
9-2. 財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例を希望する場合の申請書（記載例とポイント）	

- ✓ 令和7年の通常国会において、**持続的な食料システムの構築を目指す**、「食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」、通称「**食料システム法**」が**成立**しました。
- ✓ 本法律では、持続的な食料供給に取り組む食品等事業者※¹の以下①～④の事業活動を促進し、食品産業が将来にわたり持続的な発展を図るために**連携して一体的に食品等事業者に対する支援の事業を行う者（支援機関※²）の計画認定制度**を定めており、**以下の⑤の連携支援事業に関する連携支援計画を農林水産大臣が認定**します。（※¹食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等、※²地方公共団体、食品産業協議会、金融機関、大学等の高等教育機関、商工会議所・商工会等の商工系団体、試験研究機関など食品等事業者に対する支援の事業を行う者）
 - ① 安定取引関係確立事業活動：農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図るもの
 - ② 流通合理化事業活動：食品等の流通の合理化による措置により、流通経費削減、付加価値向上、新規需要開拓を図るもの
 - ③ 環境負荷低減事業活動：温室効果ガスの排出量の削減、食品廃棄物の発生の抑制等を図るもの
 - ④ 消費者選択支援事業活動：食品の持続的な供給に係る消費者の選択や理解醸成に資する情報伝達を図るもの
（研究開発や事業再編等も含め、①～④に関連する持続可能な食料供給に資する幅広い取組が認定対象になります。）
- ⑤ **連携支援事業：食品等事業者間の取引の機会の創出、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上促進、資金の融通の円滑化、研修その他①～④の活動に対する支援の事業を行う二以上の者が連携して行うもの**
- ✓ 計画の認定を受けた場合、**食品等持続的供給推進機構による債務保証、財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例**などを受けることが可能です。
- ✓ **二以上の者が連携して支援を行う支援機関は、是非とも本計画認定制度のご活用を検討ください。**

1. 食料システム法の概要 (食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)

● 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定

食品等事業者による事業活動の促進

(1) 食品等事業者が、次の**事業活動に関する計画**を作成

- ① 安定取引関係確立事業活動
(農林水産業と食品産業の連携強化)
 - ② 流通合理化事業活動 (流通の効率化、付加価値向上等)
 - ③ 環境負荷低減事業活動 (温室効果ガスの排出量の削減等)
 - ④ 消費者選択支援事業活動
(持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等)
- ※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

(2) 地方公共団体、一般社団法人等、(1) の事業活動を連携して支援しようとする者は、**連携支援計画**を作成

(3) **農林水産大臣が認定**した場合、**支援措置**を実施

- ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
- ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用
- ③ 中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例 等

食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 持続的な供給に資する取組 (商慣習の見直し等) の提案があった場合、検討・協力

(3) 農林水産大臣が、事業者の行動規範 (判断基準) を策定

(4) 農林水産大臣は、次の措置を実施

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施)
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知

(5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定

卸売市場法の一部改正

中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表



食品産業に対する総合的な認定制度

2. 食料システム法の連携支援計画の対象となる事業活動について

- 地域における食ビジネスの発展を支援するため、地方公共団体等、食品産業に対する支援の事業を行う者（支援機関）が連携して行う事業（連携支援事業）に関する計画を認定する制度です。

連携支援事業とは..

食品産業に対して以下のような支援を行う複数の機関が連携して行う支援の事業

（１）地域発の食ビジネス創出支援

- 地方公共団体を中心とした農林漁業者、食品等事業者、観光事業者、機械メーカーなどを含むプラットフォームの構築と大学等の高等教育機関、金融機関等との連携による商品・サービス開発支援、資金調達支援、後継者育成研修の実施
- 地元食材を活用したビジネスに取り組むスタートアップ企業を対象にした施設共有、専門家派遣及び販路開拓の支援に向けたマッチング支援等の実施

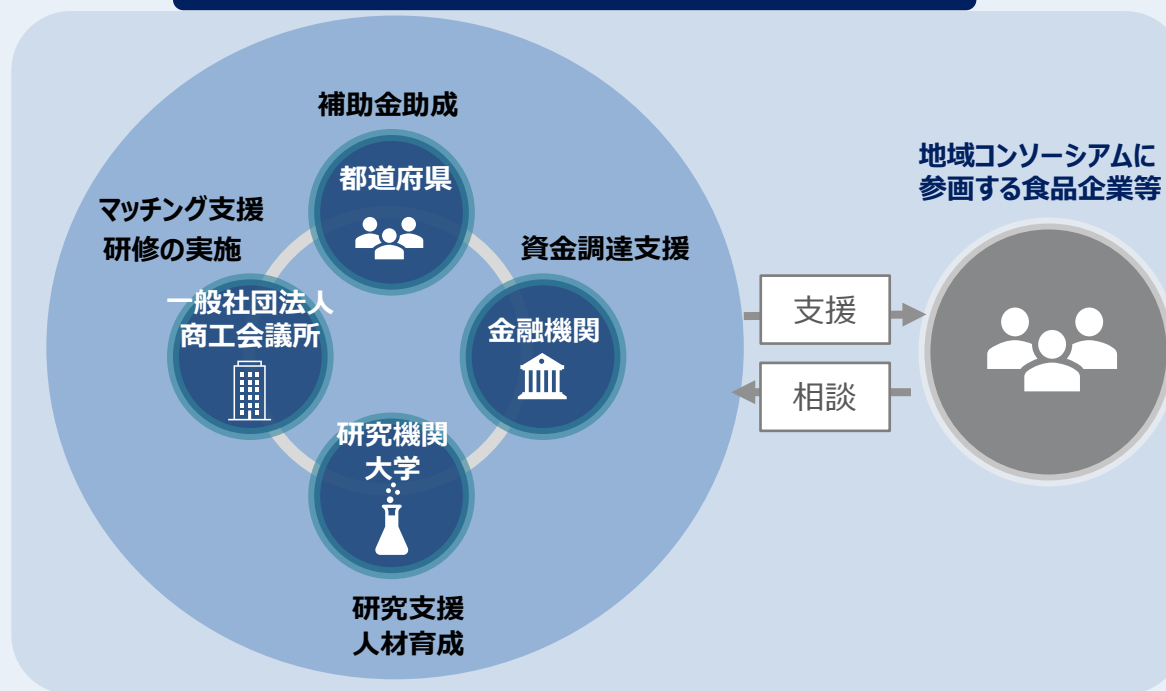
（２）共通課題解決型支援

- 一般社団法人等が実施する食品産業の横断的解決（サプライチェーン全体での標準化・デジタル化、環境課題への対応等）に向けた情報交換会・技術セミナーや共同の実証・研究の実施
- 食品等事業者による事業承継を円滑に進めるためのネットワークの構築

> 取組のイメージ

地方公共団体等が中核となり、複数の機関（一般社団法人、金融機関、大学、公設研究機関等）と連携して、地域の食ビジネスを展開する企業等に対して一体的に支援を行う体制を構築し、食ビジネス創出の基盤となるプラットフォームとして地域コンソーシアムを形成

地域コンソーシアムの例（プラットフォームの構築）



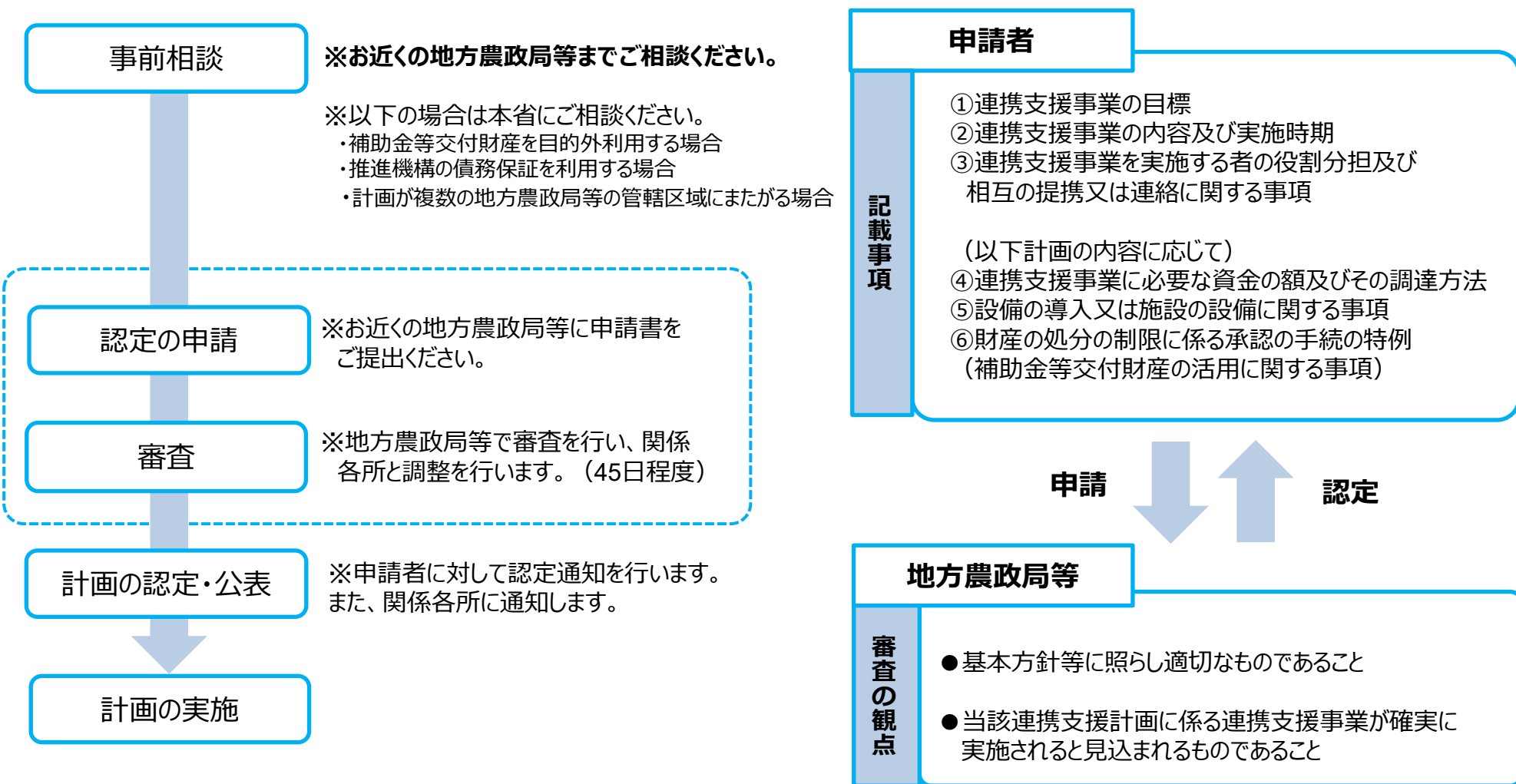
3. 連携支援計画の認定を受けた場合の支援・特例措置（概要）

● 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、以下の支援・特例措置を受けることが可能です。

	対象	主な内容	備考
地域型食品企業等連携促進事業	都道府県	都道府県が地域の持続的な食料システム確立のために行う、コンソーシアムの設置、食品企業・農林漁業者と関連業種等との連携や先端的な技術の活用などによる新しい食ビジネスを創出するための課題検討の場の設定、地域戦略マッチングの実施、相談体制の整備、試作品開発・販路開拓等の経費を支援	- 当該都道府県に設置されるコンソーシアムの構成員の一部が連携支援計画の認定を受ける必要 - 予算補助による支援
全国プラットフォームによる活動支援	地域コンソーシアム等	都道府県が設置したコンソーシアムに対して、全国プラットフォームからコーディネーターの伴走支援や専門家派遣、開催されるセミナーやマッチング会への参加等の支援を受けることが可能	当該都道府県に設置されるコンソーシアムの構成員の一部が連携支援計画の認定を受ける必要
債務保証	民間機関	民間金融機関から資金調達する際に、食品等持続的供給推進機構の債務の保証を受けることが可能	
補助金適正化法の手続き緩和	全機関	補助金等交付財産を目的外利用する際、通常各省各庁の承認が必要となるところ、関連の事項が盛り込まれた連携支援計画の認定を受けた場合には、補助金等適正化法に基づく承認を受けたものとみなす措置（手続の簡素化）	連携支援計画に補助金等交付財産の活用に関する事項の記載が必要

4. 連携支援計画の認定の申請手続きのフロー

- 計画の認定を希望する際は、期間に余裕をもって、申請窓口となる地方農政局等へ**事前相談**を行ってください。
(案件によっては本省対応になる場合があります)
- 地方農政局等は、国が定める基本方針等に照らして、その内容を精査した上で認定を行います。



5. 相談・申請窓口

➤ 申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局等へご相談ください。

※メールアドレスの「★」は半角の「@」に置き換えてください

地方農政局等	部署名	電話番号	メールアドレス※	管轄都道府県
北海道農政事務所	生産経営産業部 事業支援課	011-330-8574	shokuryosystem_hokkaidou★maff.go.jp	北海道
東北農政局	経営・事業支援部 食品企業課	022-221-6146	shokuryosystem_tohoku★maff.go.jp	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県
関東農政局	経営・事業支援部 食品企業課	048-740-0151	shokuryosystem_kanto★maff.go.jp	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	経営・事業支援部 食品企業課	076-232-4149	shokuryosystem_hokuriku★maff.go.jp	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	経営・事業支援部 食品企業課	052-746-6430	shokuryosystem_tokai★maff.go.jp	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	経営・事業支援部 食品企業課	075-414-9024	shokuryosystem_kinki★maff.go.jp	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国四国農政局	経営・事業支援部 食品企業課	086-222-1358	shokuryosystem_chushi★maff.go.jp	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	経営・事業支援部 食品企業課	096-300-6366	shokuryosystem_kyushu★maff.go.jp	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部 食料産業課	098-866-1673	shokuryosystem_oki.t5f★ogb.cao.go.jp	沖縄県

➤ **次の①～③の場合は、農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室が相談・申請窓口**になりますので、下記連絡先にご相談ください。

- ① 申請予定の連携支援計画が複数の地方農政局等の管轄地域にまたがる場合
- ② 食品等持続的供給推進機構の債務保証の活用を希望している場合
- ③ 補助金等交付財産を目的外利用しようとする場合

①～③の相談・申請窓口	電話番号	メールアドレス※
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食料システム連携推進室 連携推進班	03-6744-2063	shokuryosystem_keikaku★maff.go.jp

6. 連携支援計画の申請書類

計画認定を受けるためには、農林水産省ホームページ（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/renkei-youshiki.html>）に掲載する以下の様式に記載のうえ、申請する必要があります。

別記様式第16号、別記様式第17号は必須書類です。

さらに、

- ・民間金融機関から資金調達する際に、食品等持続的供給推進機構の債務の保証を受けようとする場合は、別添 1 及び別添 2 を記載の上必須書類とあわせて提出する必要があります。
- ・連携支援事業の活動に際して補助金等交付財産を目的外利用しようとする場合は、別添 3 を記載の上、必須書類とあわせて提出する必要があります。

（必須書類）

☐ 別記様式第16号 認定申請書

【計画全体に係る書面】

☐ 別記様式第17号 連携支援計画

（特例措置の活用を希望する場合は、特例ごとに以下の別添 1 ～ 3 の様式についてもあわせて申請が必要となります）

（別添 1）連携支援事業に必要な資金の額及びその調達方法

（別添 2）設備等の導入又は施設の整備に関する事項

（別添 3）財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（補助金等交付財産の活用に関する事項）

7-1. 連携支援計画の認定申請書の作成 計画書の記載例とポイント①（別記様式第16号）

別記様式第16号（法第11条第1項関係）

連携支援計画に係る認定申請書

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿
年 月 日

申請者
住 所
氏 名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成30年法律第59号）第11条第1項の規定に基づき、別記の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、連携支援計画の代表者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（提出する書面の目録）

【計画全体に係る書面】（必須）
☐ 別記様式第17号 連携支援計画

【特例を活用する各々の者に係る書面】

- ☐ （別添1）連携支援事業に必要な資金の額及びその調達方法
- ☐ （別添2）設備等の導入又は施設の整備に関する事項
- ☐ （別添3）財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（補助金等交付財産の活用に関する事項）

注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

※ 2以上の支援機関が共同で連携支援計画の認定の申請を行う際には、代表者を1名定めて申請を行う他、連名で申請を行うことも可能です。

申請者

住 所 ○○県○○市○○-○○

氏 名 ○○県（名称） 知事 ○○ ○○（代表者の氏名）

（例）：連名の場合（○○県が代表者として定めた場合は以下の記述の必要はありません。）

住 所 ○○県□□市□□-□□

氏 名 □□団体（名称） 理事長 □□ □□（代表者の氏名）

記載のポイント

2以上の支援機関が共同で認定の申請を行う場合は、代表者を1名定めて又は連名で記載ください。

※（例）の場合のように連名でも申請が可能です。

（提出する書面の目録）

【計画全体に係る書面】（必須）

☐ 別記様式第17号 連携支援計画

【特例を活用する各々の者に係る書面】

- ☐ （別添1）連携支援事業に必要な資金の額及びその調達方法
- ☐ （別添2）設備等の導入又は施設の整備に関する事項
- ☐ （別添3）財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（補助金等交付財産の活用に関する事項）

注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

記載のポイント

1. 特例を活用する場合は、活用する特例を選択し、チェック（レ）を付けてください。

2. 特例を活用する場合は、特例ごとに提出資料が異なりますのでご注意ください。

7-2. 連携支援計画の認定申請書の作成 計画書の記載例とポイント②（別記様式第17号）

別記様式第17号（法第11条第1項関係）

連携支援計画

1 連携支援事業の目標

〇〇県内の食品等事業者や農林漁業者に対して、当該支援機関が行う連携支援事業の内容により、食料システム法の計画制度である安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動、消費者選択支援事業活動のいずれか又はその組み合わせに係る高付加価値化の新ビジネスについて年間〇件の認定を受け、5年間で計〇件の事業活動の計画を創出する支援を行っていく。

2 連携支援事業の内容及び実施時期

（1）連携支援事業の内容

〇〇県は、トマト、イチゴ、肉用牛、マグロなどの農林水産物が生産され、これら農林水産物の多くが一次産品として県外に出荷されているが、県内の消費や素材共有に留まっている等の課題を抱えている。

一方、6次産業化により食品加工の売上高も増加傾向にあるところだが、近年の少子高齢化による産地の担い手不足や物価・資材費の高騰による生産・運搬コストが増大し、〇〇県内の事業者の離農や倒産など深刻な問題を抱えている。

〇〇は〇〇及び〇〇と連携し、地域食料システムの確立に向けて地域の食ビジネス創出するにあたり課題に取り組む食品等事業者を支援する。①ブランド化の推進に向けて、地域特有の〇〇の付加価値向上を目的とした商品開発するための〇〇の開発施設を無償で〇年間提供する。②マーケティング支援として、消費者ニーズに応じたプロモーションが行えるよう〇のネットワークを通じて〇人程度を対象にアンケートを実施し、商品ブラッシュアップ支援を行う。③商品の販売チャネルの拡大に向けて、地域内の特産品を国内外へ届けるため〇の〇を活用し支援する。④物流の効率化に向けて複数の生産者の商品をまとめて配送し、コスト削減に向けた支援を行う。主にこれらの取組により生産者が個別に市場を開拓する負担の軽減を図るとともに、生産者と食品等事業者同士及び生産物と商品化のマッチング支援を行い、地域の食料システムの課題解決の支援を行う。

（2）連携支援事業の実施時期

実施時期： 令和7年10月 ～ 令和12年9月（目標年度）

記載のポイント

1. 連携支援事業の活動内容や実施期間等を踏まえた妥当な目標を記載すること。（定性的な記載でも可）
2. 連携支援事業を行う支援機関の連携により、地域の食品等事業者や農林業者等食品に関係する事業者がそれぞれ安定取引関係確立事業活動等の促進に寄与することが支援機関の意義となります。
3. 記載した目標の達成状況の確認に資する定量的な目標値（指標）についても、できる限り設定し記載してください。

記載のポイント

1. 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針に即した事業内容となっていること。
2. 食料システム法において、「連携支援事業」とは、食品等事業者間の取引の機会の創出、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動に対する支援の事業を行う二以上の者が連携して行う当該事業になります。
3. 連携支援事業を実施しようとする背景となる事情、また連携支援計画の実施により実現を目指す姿を記載してください。

記載のポイント

連携支援事業の実施時期は、原則5年以内の取り組むものであること。

7-3. 連携支援計画の認定申請書の作成 計画書の記載例とポイント③（別記様式第17号）

3 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

（１）連携支援事業を共同で実施する支援機関の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びに当該機関の役割

	当該連携支援事業を実施する者の ①名称、②住所、③代表者名	④当該連携支援事業における役割
1	別記様式第16号「申請者」欄に記載のとおり。（〇〇県：9頁に記載の申請者を指しています。）	全体運営
2	□□団体（名称）、〇〇県□□市 □□-□□（住所）、理事長 □□ □□（代表者名）	食品製造・加工に関する情報・コ ンサルタント支援
3	〇〇銀行、〇〇県・・・、頭取 〇〇 〇〇	経営・資金支援
4	〇〇商工会議所、〇〇県・・・、 会頭 〇〇 〇〇	マッチング支援、セミナー開催支 援
5	〇〇大学、〇〇県・・・、総長・ 理事長 〇〇 〇〇	研究支援、人材育成
6		

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

（２）連携支援事業を共同で実施する支援機関の相互の提携又は連絡に関する事項

記載のポイント

1. 1の欄の④当該連携支援事業における役割は申請者の役割を記載ください。
2. 「申請者」が代表者1名ではなく連名で記載した場合に④当該連携支援事業における役割が違う場合は、役割欄で分けて記載ください。
3. 2の欄以降は連携支援事業を実施する者それぞれの名称等を記載し、それぞれの役割を記載ください。
4. 4以上の支援機関による連携事業計画の場合は欄を繰り返し設けて記載ください。

記載のポイント

相互の連携又は連絡に関する事項については体制図などが分かる資料からの記載や別途添付することも可能です。

7-4. 連携支援計画の認定申請書の作成 計画書の記載例とポイント④（別記様式第17号）

4 特例措置の活用の有無

活用を希望する特例措置にチェックすること。

☐	食品等持続的供給推進機構による債務保証	別添 1 及び 別添 2 ※
☐	財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例（補助金交付財産の活用に関する事項）	別添 3

- 注 1 計画に参加する者が活用する全ての特例措置にチェックすること。
 2 特例措置の活用を希望する者ごとに該当する書類を添付すること。
 3 設備等の導入又は施設の整備を行う場合は、別添 2 を添付すること（※）。

5 確認事項

☒	本計画に参加する支援機関が、各々で連携支援事業を実施すること
☒	計画内の営業秘密に関する検討を行い、保護すべき営業秘密がある場合は、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」（令和 4 年 3 月農林水産省策定）に準拠した取組を行うこと
☒	特例の活用を希望する場合に、特例に係る各機関に対し、認定を受けた本計画の内容を、農林水産省から提供することに同意していること
☒	認定を受けた本計画の概要を農林水産省のホームページにおいて公表することに同意していること

記載のポイント

1. 特例措置を活用する場合は、該当する特例にチェックを入れてください。
2. 計画に参加する全ての者が活用する特例措置を網羅的にチェックしてください
3. 特例措置の活用を希望する者ごとに該当する書類を添付すること。
（特例を活用する場合は、特例ごとに提出資料が異なりますのでご注意ください。）

記載のポイント

1. 各項目について、確認いただきチェックしてください。
2. 「支援機関が、各々で連携支援事業を実施する」については、各支援機関が役割と責任を明確化した上で補完的に事業を実施いただく必要があります。

8-1. 特例措置の概要（食品等持続的供給推進機構による債務保証）

- 認定を受けた連携支援計画に基づき、取組を行う際に、民間金融機関からの借入に係る債務の保証を食品等持続的供給推進機構から受けることが可能
- 連携支援計画の認定を受けた支援機関※が対象（※地方公共団体、食品産業協議会、金融機関、大学等の高等教育機関、商工会議所・商工会等の商工系団体、試験研究機関など食品等事業者に対する支援の事業を行う者）

保証条件

- 財務諸表が次のいずれかに該当すること
 - ① 公認会計士の監査を受けたものであること
 - ② 当該中小企業者等が会社法第2条第8号に規定する会計参与設置会社であって、当該財務諸表が同法第374条第1項の規定に基づき作成されたものであること
 - ③ 「中小企業の会計に関する指針」に基づき作成されたものであって、その旨税理士等により確認されたものであること
- その債務保証の対象資金が主取引銀行の借入に係るものであること

保証対象

- 対象事業活動の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料、調達費、販売促進費等）

その他

- 保証限度額
 - 1事業者当たり4億円以下
- 保証期間
 - 設備資金：20年以内（うち据置期間は3年以内）、運転資金：5年以内（うち据置期間は1年以内）
- 保証料
 - 借入金元本に係る保証残高に対して、一定の保証料率（年0.8%以内）を乗じた額
- 保証割合の上限
 - 5年以上の経営実績がある場合等・・・借入金元本等の90%
 - それ以外の場合・・・借入金元本等の50%

必要書類一式（金融機関からの借入に係る債務保証）

必須書類（別記様式第16号、第1号、P9～P12参照）



⇒（別添1）連携支援事業に必要な資金の額及びその調達方法及び（別添2）設備等の導入又は施設の整備に関する事項をあわせて提出

活用したい支援メニューに必要な別添資料を準備の上、まずは事前に食品等持続的供給推進機構にご相談ください

を準備するとともに、

債務保証 問い合わせ先	電話番号	HPへのURL
公益財団法人食品等持続的供給推進機構業務部	03-5809-2176	https://www.ofsi.or.jp/saimu/

（別添１）

連携支援事業に必要な資金の額及びその調達方法
（法第23条関係）

氏名又は名称：〇〇〇〇法人 会長（代表理事）〇〇〇〇

- 注１ 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ２ 食品等持続的供給推進機構の債務保証を希望する者ごとに作成すること。

（金額単位：千円）

調達 予定 年度	使途・ 用途	事業費	資金調達			
			補助金	借入金・出資金	その他（自己資 金等）	備考
令和 8年 度	設備資 金	〇〇円	〇〇省〇事 業補助金 〇〇円 内訳 〇〇：〇円 〇〇：〇円	〇〇銀行 借入金〇〇円	自己資金〇〇円	〇〇銀行

- 注１ 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- ２ 借入先金融機関名を「備考」の欄に記載すること。

記載のポイント

- 「使途・用途」欄については、連携支援事業に必要な設備等導入資金・運転資金等について具体的に記入してください。
- 「補助金」欄については、補助金の調達額及び調達先の名称並びに金額の内訳を記載してください。
- 「借入金・出資金」欄については、金融機関名等を併記してください。
- 「補助金」、「借入金・出資金」以外の資金調達がある場合はその他欄に記載してください。

(別添 2)

設備等の導入又は施設の設備に関する事項

氏名又は名称：〇〇〇〇法人 会長（代表理事）〇〇〇〇

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 設備等の導入又は施設の整備を行う支援機関ごとに記載すること。

1. 設備等の導入に関する事項

導入時期		番号	設備等の種類	規模・能力・型式等 (㎡、台、一式等)	左記の 販売開始日	金額 (千円)	特例 措置
令和 7 年度	12月	①	機械装置（温度・ 湿度管理装置等）	一式（〇〇－〇〇）	令和6年12月1日	800,000	債務 保証
	月						
	小計						
○年度	月						
	月						
	小計						
○年度	月						
	月						
	小計						
合計							

記載のポイント

1. 「設備等の種類」欄については、括弧書きで具体的にどのような設備であるか分かる記載をしてください。
2. 「規模・能力・型式等」欄については、具体的な規模・能力・型式等が分かる記載をしてください。
3. 「特例措置」欄については、受ける予定の特例措置が、①食品等持続的供給推進機構による債務保証の場合は「債務保証」と記入してください。

また、②財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例（補助金交付財産の活用に関する事項）の場合は「財産処分」と記入してください。

- 注 1 「設備等」とは、機械・装置、器具・備品、プログラム、建物、建物付属設備、構築物のことをいう。
2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
3 施設を整備する場合には、必要事項を 2 に記載すること。

8－4. 食品等持続的供給推進機構による債務保証の特例を希望する場合の申請書（記載例とポイント③）

2. 施設の整備に関する事項

（1）連携支援事業に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				
	施設の種類・用途等	新設等の別	建築面積	所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	
①	建物（サツマイモ貯蔵施設）	新築	200㎡	○県○市○丁目	○番	宅地	宅地	250㎡

記載のポイント

「施設の種類・用途等」欄については、具体的な用途が分かる記載をしてください。

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「番号」の欄は、1の番号と対応するように記載すること。

3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。

4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

（2）連携支援事業に係る施設の整備を行う時期

番号	整備を行う時期
①	令和7年4月1日～ 令和8年9月20日
	年 月 日～ 年 月 日

注 「番号」の欄は、（1）の番号と対応するように記載すること。

（添付書類）

1に記載した場合は設備等の規模・能力・形式等がわかる資料、2に記載した場合は施設の規模及び構造を明らかにした図面を添付すること。

9 - 1. 特例措置の概要（財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例）

- 認定を受けた計画に基づき、取組を行う際に、補助金等交付財産を目的外利用する際、通常、行政機関の長の承認が必要となるところ、関連の事項が盛り込まれた連携支援計画の認定を受けた場合には、補助金等適正化法に基づく承認を受けたものとみなすことができ、手続きの簡素化が図られます。

食料システム法第18条の内容

特例措置前

連携支援事業を実施するに当たり補助金等交付財産の目的外使用等をする場合、補助金等適正化法上の承認手続と、連携支援計画の認定がそれぞれ必要。

特例措置

補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項の連携支援計画認定を以て、補助金等適正化法上の行政機関の長の承認があったものとみなす。

効果

手続きの簡素化により連携支援事業の円滑かつ効率的な実施を促進。

特例措置の概要

連携支援計画の認定プロセスの中で、目的外使用の（みなし）承認と連携支援事業にかかる連携支援計画の認定審査を一括して行う

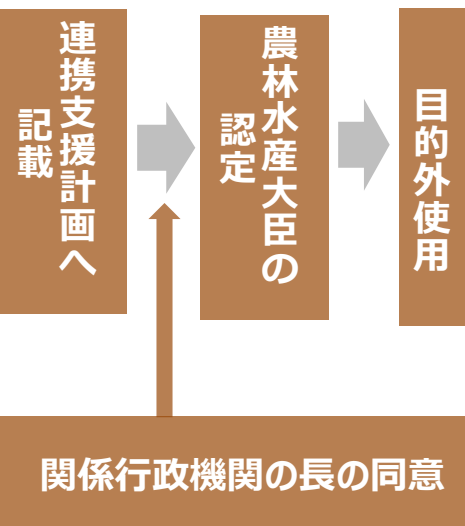


事務コストの低減が図られるとともに、事業者の予見性向上に資する

実施者
地方公共団体



補助金等交付
財産の所有者等



【例】
補助金等交付財産である小学校（文部科学省）を連携支援事業で製造・物流拠点として目的外使用

9－2. 財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例を希望する場合の申請書（記載例とポイント）

（別添3）

財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例（補助金等交付財産の活用に関する事項）

（法第11条第3項関係）

補助金等適正化法の特例の対象として申請する補助金等交付財産について、補助金等交付行政機関、補助金等の名称を記載すること。

1 補助金等交付財産について

申請する補助金等交付財産の 名称	補助金等交付行政機 関名	補助金等の名称	補助年度
〇〇小学校	文部科学省	〇〇補助金	〇年度

2 申請する補助金等交付財産は、当初の補助金等においてどのような目的・使い道として取得したものか。

当初、当該補助金は〇〇市に交付され、〇年〇月〇日に〇が補助事業を開始し本件財産の使用開始は〇年〇月〇日で、事業に活用を開始する前日まで〇年〇月経過となります。本件財産は〇〇する目的で取得しましたが、老朽化により取り壊しを検討していたところです。

3 申請する補助金等交付財産は、転用して何のためにどのように用いるのか。

2に記載の該当財産は、修繕して連携支援事業の取組として食品等事業者間の域内流通拠点としての活用を行い場所の提供を支援するために用いるものである。

記載のポイント

1. 補助金等交付財産については、補助年度の正確な補助金等の名称を補助金等交付財産の管理者に確認し正確な名称を記載してください。

2. 当初の補助金等においてどのような目的・使い道として取得したものなのか、当時の補助金等の実績報告書等から省略せず、具体的に記載してください。

3. 転用して何のためにどのように用いるのか具体的に記載してください。なお、安定取引関係確立事業活動等に対する支援に資する転用に限ります。

注1 当該連携支援事業を行おうとする支援機関が転用しようとする補助金等交付財産に関する補助金等を交付した各行政機関の補助金等交付財産の転用に係る申請書を添付すること。また、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。

2 支援機関は補助金等を交付した各行政機関から追加的に資料を求められることがある点に留意すること。